

町税だより

9月は 固定資産税・国民健康保険税
介護保険料（普通徴収分） 第3期分の納付月
『納付期限は9月30日です』

納税は便利な口座振替で！

納税には口座振替を利用すると、各納期ごとに預金通帳から自動的に引き落とされ、納税のため、わざわざお出掛けになる必要がありません。忙しい方、不在がちな方には特に便利です。また、納付を忘れ、延滞金（年利14・6%）を納めることにならない心配もありません。

口座引き落とし日は、納付月の25日です。（25日が祝日、土、日曜日の場合は、翌営業日）
【口座振替申込の方法】

① 準備するもの
引き落とし通帳と届け出の印鑑

② 申込場所

引き落とす口座のある金融機関、役場税務課または総合管理課

③ 申込のできる金融機関

(1) JA 鹿児島いずみ農業協同組合東事業所および長島事業所
(2) 鹿児島相互信用金庫長島支店および西長島支店

(3) 鹿児島県信用漁業協同組合連合会東町支店
(4) 町内の郵便局

町税の口座振替を推進していますので、お気軽にお問い合わせください。

生ごみ処理機の補助制度

長島町では、燃えるごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機の設置者に補助金を交付します。

○補助制度の内容

各家庭に電気式生ごみ処理機1基、ごみコンポスト2基までについて、購入金額の半額を補助します。ただし、補助金の上限は、電気式生ごみ処理機が25,000円、ごみコンポストは2,500円です。

例 電気式生ごみ処理機（100円未満は切り捨て）
購入価格 54,600円の場合、補助金額 25,000円
購入価格 47,250円の場合、補助金額 23,600円

例 ごみコンポスト（100円未満は切り捨て）
購入価格 3,000円の場合、1,500円

○補助対象者

町内に居住し、生ごみ処理機が設置できる方

○申請方法

印鑑、領収書、保証書、購入製品のパンフレット、補助金振込先口座が確認できるもの（通帳等）を持参し、役場保健衛生課か総合管理課までお越しください。

行政の悩みごと

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談週間 10月16日（月）～22日（日）

本町では、行政相談委員が国の仕事について疑問や要望など、自宅や電話で相談に応じます。

本町担当の行政相談委員が、行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は守られます。

○平成18年10月16日（月）
午前10時～午後3時

長島町開発総合センター 2階 教育相談室

相談委員 諏訪 勝江氏

指江庁舎 小会議室

相談委員 瀬戸口道夫氏

特設人権相談所を開設

鹿児島地方事務局川内支局および川内人権擁護委員協議会では、住民の方々の相談をお受けし、助言・通報・紹介等の必要な措置をとることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、あわせて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的として、管内市町において特設人権相談所を開設します。

本町でも、特設人権相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

○平成18年10月16日（月） 午前10時～午後3時
長島町開発総合センター 1階 老人室
相談にあたる人権擁護委員

餅原美榮子氏 浦底 和男氏
法務局職員

○平成18年10月17日（火） 午前10時～午後3時
長島町保健センター
相談にあたる人権擁護委員

大堂 英之氏 町口 昭弘氏
山本 定満氏 法務局職員